

調査等共通仕様書の一部改正について

平成21年8月12日

【改正概要】

平成21年8月18日より測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)の入力システムが変更されることに伴い以下のとおり調査等共通仕様書の一部を改正します。

第1章 総則

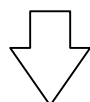
(現行)

1-11-4 業務カルテの作成及び登録

乙は、受注時又は変更時(100万円以上500万円未満は完了時のみ)において、請負金額500万円以上の調査等について測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し監督員の確認を受けた上、登録機関に以下のとおり登録申請しなければならない。また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。提出期限は、以下のとおりとする。なお、これに要する費用は乙の負担とする。

ただし、変更時と完了時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

- (1)受注時登録データの提出は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日を除き10日以内とする。
- (2)完了時登録データの提出は、完了届提出後10日以内とする。
- (3)なお、業務履行中に、受注登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日を除き10日以内に変更データを提出しなければならない。



(改正)

1-11-4 業務実績データの作成及び登録

乙は、受注時又は変更時において、請負金額100万円以上の調査等について測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務実績データ」を作成し監督員の確認を受けた上、登録機関に以下のとおり登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、これに要する費用は乙の負担とする。

- (1)受注時の申請は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日を除き10日以内とする。
- (2)完了時の申請は、完了届提出後10日以内とする。
- (3)受注時の内容に変更があった場合の申請は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日を除き10日以内とする。ただし、変更時と完了時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

以上